

財団法人 栢森情報科学振興財団寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 本財団は、財団法人 栢森情報科学振興財団〔英文名:Kayamori Foundation of Informational Science Advancement 略称:「K・FISA」〕と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、事務所を愛知県名古屋市中村区那古野一丁目47番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、情報に関する自然科学、人文社会科学分野の基礎的・萌芽的又は総合的な研究に対する援助・支援を行い、情報科学の振興を図り、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究に対する助成
- (2) 国際会議、学術講演会、フォーラム、シンポジウム、セミナー、研究集会及び研修会の開催に対する助成
- (3) 講演会、フォーラム、シンポジウム、セミナー、研究集会及び研修会の開催
- (4) 出版物の編集及び刊行
- (5) 図書、文献、資料及び情報の収集、保管及び提供
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本財団の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 本財団の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
 - (4) 基本財産とされている株式に基づき取得した無償新株式
3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 本財団の資産は、理事会の議決によって理事長が管理する。

2. 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関への預け入れ、信託会社への信託又は国債等の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本財団の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 本財団の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本財団の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業の報告及び収支決算)

第11条 本財団の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を受けて、毎事業年度終了後3カ月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2. 本財団の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 本財団が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとする

きは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第14条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計処理及び計算書類作成の基準)

第15条 この法人の会計処理及び財務計算に関する書類の作成は、公益法人会計基準に従って行うものとする。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第16条 本財団に次の役員を置く。

(1) 理事6名以上12名以内

(2) 監事2名又は3名

2. 理事のうち、1名を理事長とする。

3. 理事のうち、1名を常務理事とすることができる。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会で選任する。

2. 理事長及び常務理事は、理事が互選する。

3. 理事のいずれか1人とその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

4. 監事は、理事(その親族その他特殊の関係にある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係のある者を含む。)並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、監事は相互に親族その他特殊の関係にある者であってはならない。

(理事の職務)

第18条 理事長は、本財団を代表し、業務を総理する。

2. 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により他の理事が、理事長の職務を代理し、又はその職務を行う。

3. 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務に従事する。

4. 理事は、理事会を組織して、本財団の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第19条 監事は、本財団の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 財団の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員の任期)

第 20 条 役員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 . 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 . 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員の解任)

第 21 条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の 3 分の 2 以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

- 2 . この場合、当該役員にあらかじめ通知するとともに、現理事会及び評議員会で議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 . 前項の場合において、やむを得ない理由があるときは、当該役員から提出された弁明書をもってこれに代えることができる。なお、弁明書が一定の期限までに提出がなされないときは、第一項に規定する議決のみにて解任することができる。

(役員の報酬)

第 22 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員については、有給とすることができる。

- 2 . 役員には費用を弁償することができる。
- 3 . 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(評議員の選出)

第 23 条 本財団には評議員 6 名以上 12 名以内を置く。評議員現在数は、理事現在数と同数以上でなければならない。

- 2 . 評議員は、理事会で選出し理事長が委嘱する。
- 3 . 評議員のうちには、役員 1 人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数は、評議員現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 4 . 評議員は、役員と相互にこれを兼ねることができない。
- 5 . 評議員には、第 20 条、第 21 条及び第 22 条の規定を準用する。この場合にはこれらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第 24 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(事務局)

第 25 条 本財団に、事務局を置く。

2. 事務局は、事務局長及び必要な職員をもって構成する。
3. 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
4. 事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 理事会及び評議員会

(理事会の招集等)

第26条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長はその請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第28条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他本財団の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めた事項

2. 前26条1項と27条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において各条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

3. 評議員会の議長は、評議員の中より互選によりこれを定める。

(議事録)

第29条 すべて会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名が署名押印の上、これを保存する。

第6章 選考委員会

(選考委員会及び委員)

第30条 本財団に、第4条に定める助成の対象となる者を選考するため、選考委員会を置く。

2. 選考委員会は、5名以上10名以内の委員をもって組織する。

3. 前項の委員は、この法人の理事及び評議員以外の学識経験者から、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

4. 選考委員には第17条第3項の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは「選考委員」と読み替えるものとする。

5. 選考委員には第20条及び第21条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「選考委員」と読み替えるものとする。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第32条 本財団の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第33条 本財団の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、本財団の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附をするものとする。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第34条 本財団の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

(1) 寄附行為

(2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書

(3) 財産目録

(4) 資産台帳及び負債台帳

(5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

- (7) 官公署往復書類
- (8) 収支予算書及び事業計画書
- (9) 収支計算書及び事業報告書
- (10) 貸借対照表
- (11) 正味財産増減計算書
- (12) その他必要な書類及び帳簿

2 . 前項第 1 号から第 4 号までの書類及び同項第 6 号及び同項第 8 号から 11 号までの書類は永年、同項第 5 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 7 号及び第 12 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

3 . 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 8 号から第 11 号までの書類ならびに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第 34 条の 2 この法人が保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、下記の事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

(細則)

第 35 条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 . この寄附行為は、文部大臣の設立許可のあった日(平成 8 年 3 月 25 日)から施行する。
- 2 . 第 14 条の規定にかかわらず、本財団の設立当初の会計年度は、平成 8 年 3 月 25 日から平成 9 年 3 月 31 日までとする。
- 3 . 第 17 条の規定にかかわらず、本財団の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は、第 20 条の規定にかかわらず、平成 8 年に開催する最初の通常理事会の日までとする。

理 事 (理事長) 栢 森 新 治
理 事 (常務理事) 東 内 幸 治
理 事 栢 森 雅 勝
理 事 田 中 一
理 事 小 川 英 次

理事	丸 勢 進
理事	佐々木 慎 一
理事	大 槻 説 乎
理事	井 上 宗 迪
監事	敷 田 稔
監事	田 島 和 憲

改 正

- 1 . 平成 13 年 1 月 6 日 中央省庁の再編に伴い、文部大臣を文部科学大臣に改正
- 2 . 平成 16 年 7 月 23 日 国税庁の指示により、文部科学省の指導のもと一部改正